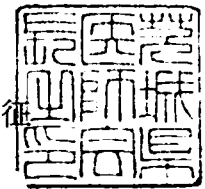


平成 18 年 4 月 17 日

日本医師会

会長 唐澤祥人 殿

茨城県医師会長 原 中 勝 征



茨城医学会会長 原 中 勝 征



要 望 書

異状死の定義（警察への届出が必要な症例の特定）と中立的異状死判定機関の創設

福島県立大野病院産婦人科医師の逮捕刑事起訴は医療界に大きな衝撃をもたらしました。医療を担う医師が何ら事前の連絡もなく、外来診療中に犯罪者の如く逮捕されたと聞いております。起訴理由は、第 1 業務上過失致死(刑法第 211 条)と第 2 医師法違反(医師法第 21 条異状死の届出義務)であります。業務上過失致死であったと検察が判断すれば法律上逮捕は可能であり、罪の有無は刑事裁判の過程で明らかにされるべきものであります。問題は医師法 21 条の解釈であります。医師法 21 条は昭和 23 年 7 月に制定されたものであります。当初の立法趣旨は「医師が犯罪の発見と公安の維持に協力すること」でありました。

医学の進歩に伴い医療は高度化専門化し不治の病も治療できるようになりましたが、またリスクも計り知れない程大きくなりました。

我が国には異状死の判定基準がありません。従って医療関連死への対応は各行政機関、各学会、各医療機関で意見(解釈)が異なっています。然るに、検察は医師法 21 条を拡大解釈し、過誤のない(不明瞭)事故(例えばリスクの高い手術中の死亡)に関しても異状死としての届出義務を拡大しようとしています。このことは、今後ますます警察検察の権限で異状死不届けによる医師逮捕起訴は多発する可能性すらあり危惧されます。医療側はリスクを回避するために萎縮医療をせざるを得なくなり、患者が十分な医療を受ける機会を失い、医療の崩壊は「火をみるよりも」明らかであります。

国民に職能団体の最高権威者でもあり最良の医療を提供する責務のある日本医師会は医師法 21 条の改正を視野に、①異状死を定義し、②警察への届出事例を明確にし、これを国に提言するよう要望します。異状死の定義と警察への届出事例の提示は日本医師会が行い、国が定めることは言うまでもありません。

また、国は「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を平成17年度より（社）日本内科学会への補助金事業として実施しております。この事業は医療関連死について臨床医、法医、病理医を動因して解剖を実施し、死因の究明（因果関係）と再発防止策を総合的に検討する事業であります。しかし、この事業においても、従来の所轄警察署への届出が優先されます。カルテ・レントゲンフィルム・検査データなど、事故究明および再発防止策を総合的に判断するための資料は全て警察に押収され、モデル事業の本来の目的が達成されません。医師法第21条改正が必要と考えますが、改正されるまでの間、まずは法医学者、病理学者、臨床医が解剖に立ち会える「医療関連死モデル」のシステムをうまく運用し、解剖終了時に異状死の判断をし、届け出が必要（異状死）と判断された事例について医療担当医師が届け出るとするシステムを構築することが良いと考えます。法改正には時間を要し、早急な対応ができません。モデル事業を円滑に運用するためには通達が出されることを希望します。

以上、医師法21条の改正を含め、以下の事項を要望致します。

1. 異状死の定義
2. 警察への届出を要する事案の具体的提示
3. 医療関連死の届出の是非を判断する中立的専門機関の創設
4. 現在実施されている「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の中で、警察への届出の是非を判断し、この事業の目的が果たせるように運用する。